

○二国間交流事業実施要項

平成 16 年 3 月 31 日

改正 平成 19 年 2 月 20 日

改正 平成 25 年 7 月 31 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

理 事 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第6条第二号及び第五号の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が実施する二国間交流事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 二国間交流事業は、次に定めるところにより行う。

- 一 振興会が外国の学術振興機関と合意した協定等に基づき、実施するもの
- 二 その他振興会の必要と認める国又は学術振興機関と実施するもの

(交流形態)

第3条 この要項が対象とする二国間交流事業は、次に掲げる交流形態によるものとする。ただし、別途個別に実施要項を定めて実施する事業を除く。

- 一 共同研究の実施
- 二 セミナーの開催
- 三 我が国の研究者の外国への派遣
- 四 外国の研究者の我が国への受入れ

(対象分野)

第4条 二国間交流事業の対象分野は、人文、社会科学及び自然科学の全分野とする。ただし、振興会と外国の学術振興機関がこれと異なる合意をした場合は、それによるものとする。

(経費の負担)

第5条 振興会は、外国の学術振興機関と分担して次に掲げる経費を負担することができる。

- 一 共同研究を実施する場合の研究交流経費
- 二 セミナー開催に必要な経費
- 三 派遣される研究者の渡航費及び滞在費
- 四 外国から受け入れる研究者の渡航費及び滞在費
- 五 その他、二国間交流事業を実施するために必要と認める経費

(申請手続)

第6条 第3条第一号から第三号に定める交流を希望する大学等の研究者は、別に定める書類を振興会理事長に申請するものとする。

(採用)

第7条 振興会は、前条の規定により提出された申請書類を選考し、採用する。

- 2 振興会は、第3条第四号に定める交流を実施する場合は、外国の学術振興機関からの推薦を受けて採用

する。

(業務の委託)

第8条 振興会は、第3条第一号及び第二号に定める交流を実施する場合は、本事業の実施に必要な業務の一部を、共同研究・セミナー代表者の所属機関に委託することができる。

2 前項の業務委託に関する事項は、別に定める。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、二国間交流事業の業務の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成16年3月31日)

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月20日)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月31日)

この要項は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。